

政策と行動記述 : J・ガネルの分析を手がかりとして

大河原, 伸夫
九州大学教養部助教授

<https://doi.org/10.15017/1928>

出版情報 : 法政研究. 57 (4), pp.117-132, 1991-03-26. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

政策と行動記述

——J・ガネルの分析を手がかりとして

大河原 伸 夫

はじめに

政策研究において、設定される課題や用いられる方法は多種多様であるが、「政策」が、その具体化を経て、「行動」として現実化される、という基本的枠組みは広く採用されている。そして通常この枠組みのもとで、政策にてらして行動が記述される——即ち、政策が行動記述の引照規準を成す、と考えられている。しかし、政策がしばしば抽象度の高い言葉で記され、多義的な内容をもつ以上、その具体化を経て展開された行動が政策の現実化と言えるか否かは、必ずしも明確ではない。政策の具体化の過程でうみ出される行動指針が、政策との同一性を保っているか否かは常に問題となり得る。

たとえばスーザン・バレット(S. Barrett)らの政策実施論は、政策がその実施過程において次々に変容させられる——即ち、政治過程は政策の形成によっては終了せず、その実施過程においても継続し、政策を再形成していくことを強調している。ここで注目したいのは、政策と、政策が再形成されていく過程でうみ出される諸指針との間に同一性

が存在しない場合、政策を行動記述の引照規準ととらえられなくなるといふ点である。政策が行動記述の引照規準を成さないのであれば、政策の現実化に関する上記の枠組み自体が問題化することになる。行動記述の引照規準を何に求めるかについて考察し、政策と行動を関係づける枠組みを再構成していくことを必要と考える。

行為⁽²⁾に関するジョン・ガネル (J. Gunell) の分析はよく知られている⁽³⁾。ガネルの行為分析は、政治学において「メタ理論」から区別されるべき「理論」の形成が必要であるという主張⁽⁴⁾の文脈で為されており、政策研究と直接関連するわけではない⁽⁵⁾。しかしそれは、行為記述を論じており、行動記述の引照規準について考察する上で極めて示唆的である。

そこで本稿において、ガネルの行為分析をとりあげ、その検討を通じて、政策と行動に関する前記の枠組みを再検討する手がかりを得ることを課題としたい。

—

ガネルによれば、「行為」に関し十分な分析は、政治学において従来為されてこなかった⁽⁶⁾。行為がとりあげられてこなかったわけではない。それは絶えず「同定、記述、カテゴリー化、説明、評価、指令」されてきた。また、「行為」について語るための日常言語に属する諸概念—態度、理由、信条、動機、目的、決定、選択等々—が頻繁に用いられてきた。しかし、その際、行為はもっぱら「基礎的な、観察するための言語」に属し、「基本的に非問題的な現象」を成すと前提されてきたのである⁽⁷⁾。そもそも行為が「いかなるものであるか」が明らかにされなければならない⁽⁸⁾。これを明らかにすべく、「行為に関する理論」の形成が必要である。

「行為に関する理論」と言う場合に、理論以前に行為の性格が既に明確化されているわけではない。⁹ 行為理論は、考察の対象に関する言明である。¹⁰ 一般に「理論」は「現実に関する言明」、「現象の種類に関する根本的言明」であり、¹¹ 考察の対象自体を「構成」する。¹² それは「観察された事実を説明し、あるいはその他の方法でそれを扱うための知的道具」ではなく、「事実を特定し、説明を評価するための規準を提供する」。¹³ それは「理論から独立に成立する事実を扱う際の効用やそうした事実との合致」の観点から評価されるべきものではない。¹⁴ ——

ガネルは行為理論を右のように性格づけ、その形成の必要性を主張する。その上で、ガネルは行為に関する「予備的」な分析を提示している。¹⁵

この分析によれば、行為は「時間的及び空間的に区切られた」個別的な出来事 (particular event) ではなく、「普遍的述語 (universal predicate)」である。行為は、それを「実行 (perform)」した主体に帰属 (ascribe) される。行為の「実行 (performance)」は個別的な出来事であり、それは行為を「明示 (manifest)」する。時間、場所等々に関し、様々なデータが行為の実行について提出され得るが、これにより行為自体が変化を蒙るわけではない。¹⁶ 個々の行為の「身元 (identity)」は、その「指定 (specification)」あるいは「個別化 (individuation)」により明らかにされる。そして「指定」あるいは「個別化」は、「意図 (intention)」¹⁷ にてらして為される。意図にてらして「指定」された行為は、「完全に理解可能 (fully intelligible) で自律的な行為」を成す。¹⁸

但し、この「意図」は「私的 (private)」な——「公共の場で表現不可能 (publicly inexpressible)」な——ものではなく、「規約的 (conventional)」なものである。¹⁹ 規約を離れては、意図は形成されることも伝達されることもできない。²⁰ 意図は「行為の背後に隠された何らかの現象」ではなく、行為の一次元を成す。意図にてらして行為を説明することは、行為以前の「心的な出来事」ではなく行為の一次元を明らかにすることである。²¹

行為の「記述」、「評価」、「説明」などは、行為が「指定」²² されていて初めて成立可能である。行為の「指定」や

「個別化」、また、その「構成要素の分析」と、行為の「記述、評価、分類」の区別が為されなければならない。²³ たとえば「ジョーンズがレーガンに投票する」場合、行為は「投票」であるとの指定が為され、そうした指定を前提として、ジョーンズの「意図、目的、動機」にてらした説明や「彼の自己利益に実際は反する行為」という評価などが成立するわけである。²⁴

指定された行為は「様々に、そして様々な複雑さの度合いで、記述、評価され」得る。また、それは「様々なカテゴリーのもとに包摂され、様々な活動と関連づけられ、数限りない仕方で判断され、評価され得る」。しかし、行為は変わらないままである。²⁵ 行為の記述等とは相異なり、その指定は、考察の観点がいかなるものであるかにより変動することはない。²⁶ 行為には複数の記述等が妥当し得るが、行為に関する「正しい指定 (correct designation)」はただ一つあるのみである。²⁷

以上のような、行為とその実行の区別、また、行為の指定と記述等の区別は、ガネルの行為分析の第一の柱を成している。

その第二の柱を成すのは、行為の構成要素に関する見解である。

行為の実行は、「同時的で論理的に連結されたアクト (act) または行い (doing)」を「伴う (involve)」。それらは「完全に理解可能で自律的な行為の構成要素 (component)」、側面 (aspect)、あるいは次元 (dimension)」を成す。²⁸ まず、身体運動 (bodily movement) などの「身体的 (physical) アクト」がある。身体的アクトは「規約的 (conventional) アクトを実行するための条件—しばしば手段—であり、「後者を行なう (do) ことで、必然的に前者も行なわれる」。

「一般に規約的アクトを実行することは、意図的 (intentional) アクトを実行することでもある」。意図的アクトの実行は、「規約的アクトをある仕方で行なったり使ったりすること、あるいはそれを実行することにより何かを意味

すること、を伴う」。規約的アクトは、「意図的アクトの実行のために必要」である。

最後に、「行為を実行することで、人はしばしば「中略」それ自体は行為でないような何かを行なう。身体的及び規約的アクトが行為の構成要素あるいは次元であるのに対し、行為の実行は「中略」因果的 (causal) アクトを構成することがある」。因果的アクトは「行為の (目的的または目的外の) 効果 (effect)、結果 (result)、帰結 (consequence)」にてらして定義される。行為とその構成要素たるアクトの間には (理論的あるいは必要的つながり (connection) があるのに対し、因果的アクトにおいては「行為とその結果 (eventuation) の間に論理的 (必要的) つながりは存在しない」。

たとえば、「ジョーンズに投票する」は、「行為を個別化する意図的アクト」であり、「『×』と書く」は規約的アクト、「腕を動かす」は身体的アクト、「ジョーンズを選出する」は因果的アクトである。同様に、「ジョーンズを推薦する」という意図的アクトは、「音声を発する」という身体的アクトや「ジョーンズが最適な人だ」と述べる」という規約的アクトを構成要素とし、「ブラウンを説得する」という因果的アクトを構成し、更に「選挙運動を行なう」等と「記述」され得る。³⁰⁾

二

以上、ガネルの行為分析を概観したが、これについて二点指摘しよう。

第一に、「アクト」についてである。

ガネルは四種のアクトを提示するわけであるが、アクトの性格が明らかにされていないと言えない。意図的「アク

ト」は、行為の実行という明確な性格を与えられている。しかし身体的及び規約的「アクト」は、行為の実行が「伴う」ものである。それは行為のような、実行の対象ではなく、また、行為の実行そのものでもない。いかなる意味で、そうした「アクト」は何かを行なうことであるのか。それらが行為の構成要素を成す、あるいは行為の実行の必要条件を成す、と言う際、この点は明らかでない。

因果的「アクト」も、実行の対象、実行そのもの、何れでもない。ガネルは「ブラウンを説得することは「中略」ジョーンズを推薦するという行為の効果である」³¹、また、因果的アクトは「行為の帰結（効果、結果）」である³²と述べている。「ブラウンを説得する」が行為を指定しないのは何故か。いかなる意味で、これは新たな行為でなく、しかも何かを行なうことであるのか。行為の実行が因果的「アクト」を「構成」と言う際、これらの疑問はこたえられていない。

このように、同じ「アクト」という言葉が様々な用いられているだけでなく、何かを行なうという内容をもつこの言葉が何故用いられているかも明確でないと考える。

第二に、「行為」の「指定」についてである。

ガネルによれば、認識上原初的であるのは身体運動ではなく、行為である——「一連の基礎的な身体運動を認識する (perceive) が見る (see) かして、それから、それらをたとえば水泳として解釈し、概念化し、あるいは「見る」と考えるのは誤り」である。「最も根本的に与えられる、人が最も基本的に「見る」、のは身体運動であり、ある出来事を行為として把握し、記述する際には推論ないし解釈が必要である」とするのは誤った前提である。「行為を認識上原初的 (perceptually primitive) と考える」ことに問題はなく、それは「実際にそのような認識されている」³³。「我々が見、聞くのは行為」であり、事後的にのみ「身体的アクトあるいは身体運動を抽出し、それが行為の実行に占める位置を示すことができる」³⁴。「行為は身体運動から論理的に構成されたものではない」³⁵。——このように、身体運動を行

為の実行の必要条件としつつも、行為の指定はいわば直接的に為され得るとガネルは考えている³⁶。

さて、本稿の冒頭で、行動を記述する際の引照規準を何に求めるかという問題に言及した。この問題は、いかえれば、「行動の記述が成立している際、それがいかなる構造をもっているか—ガネルの行為論に即して言えば、行為の指定が成立している際、それがいかなる構造をもっているか、という問題である。行為が「認識上原初的」であるか否か自体、検討を要するが、本稿における関心は、認識過程がいかなるものであるかという点ではなく、仮に行為が原初的なものとして認識されるとしても、その際成立する「指定」がいかなる構造をもっているかという点に向けられている。後者の点について、ガネルは特に論じていない。

三

ガネルはドナルド・デイヴィッドソン (D. Davidson) の「今や広く受け入れられている」³⁷ 行為論をとりあげ、それと自説の違いを強調している。デイヴィッドソンは、行為は身体運動 (bodily movement) — 原初的行為 (primitive action) — であり、それが様々な規準にてらして様々に記述される、と考えている。デイヴィッドソンの行為論を概観しよう。

デイヴィッドソンが行為の記述について最も詳しく論じているのは、一九七一年に最初に発表された論文「Agency」においてである。—「原初的行為、すなわち、何か別のことをなすことによつてなすのではない行為とは単なる身体運動であり、実際に存在する行為のすべてはこれのみである「中略」われわれは自分の体を動かす以上のことは何一つしていない」³⁸。「記述を与えられるただ一つのもの」(身体運動) に関し、多様な記述が成立する³⁹。

「前略」人を殺すことは、手を動かすことと何らかの点で異なる、という考えは、出来事についての記述の特徴と出来事そのものの特徴との混同から生ずるのである。この誤りは、出来事の記述が結果への言及を含むような形でなされたときに、その結果それ自身が記述された出来事に含まれる、と考える点にある。伸ばしたり縮めたりしている間を通じて同じものであり続けるアコーディオンが行為なのであり、そこにおいて変化するのは、記述された局面ないし出来事の記述なのである⁽⁴⁰⁾。「殺害は手の運動とその結果の一つから構成される」⁽⁴¹⁾。「アコーディオン効果」が、「行為を記述する際にわれわれが用いる言語」を特徴づけている⁽⁴²⁾。「手を動かすことのような原初的行為や、行為の帰結へ言及することによって記述される行為といった、これら様々な行為を数的に異なるものとみなす考え方には、克服することのできない諸困難が待ちかまえている」⁽⁴³⁾。

具体例を更に挙げよう。

たとえば「標的を撃つこと」は「その標的が撃たれることを惹き起こす何かをなす」ことであるが、この行為は、私が自分の腕のある位置に保ち、引金に掛けた指を動かすことによってなしうる⁽⁴⁴⁾。

また、「ある人が指を動かし、しかもそれが意図的なことであり、そうすることによってスイッチをひねり、明かりがつくようにし、部屋を明るくし、空き巣狙いに警告を与えるとしてみよう」。「この言明は「その人がスイッチをひねった」、「明かりをつけた」、「部屋を明るくした」、そして「空き巣狙いに警告を与えた」ことを含意している」。「彼がいったんあること（指を動かすこと）を行ないさえすれば、そのそれぞれの結果が彼の行為を与えてくれる。すなわち、行為者というものは、自分の行為が惹き起こすものをすべて惹き起こすのである」⁽⁴⁵⁾。（この場合、デイヴィッドソンは、一つの行為に「四つの記述」が与えられていると考えるわけである⁽⁴⁶⁾）

以上においては、「結果」あるいは「帰結」を参照規準とする行為記述が論じられている⁽⁴⁷⁾。

しかしデイヴィッドソンは、他のいくつかの論文において、これら以外の参照規準にも言及している。たとえば、

運転者が「合図をするために腕を上げる」場合、「合図をしようという彼の意図は、腕を上げるといふ彼の行為を合図として再記述する」とされている。⁴⁸⁾ また、「同じ行為を再度別の仕方記述することによってのみ、動機を説明したり（「私は復讐していた」、行為を規則の文脈に置いたり（「私はキャスリングを行なった」、結果を述べたり（「私は彼を殺した」、あるいは評価を下したり（「私は正しいことをした」）することができると述べられている。⁴⁹⁾

更に、次のような指摘もある。「われわれは、最終状態によって「中略」記述された出来事と、その出来事が惹き起こすものによって「中略」記述された出来事とを混同する傾向があるかもしれない。たとえば「彼が物置を赤く塗った」場合、物置が赤くなったことは行為により因果的に「惹き起こ」されたのではなく、行為の終了時における状態である。そうした状態にてらして、右のような行為記述が成立つ。⁵⁰⁾

このように、結果と並び、意図、動機、規則、評価、最終状態 (terminal state) なども、行為記述の引照規準を成すとされているわけである。⁵¹⁾

以上、ディヴィッドソンの行為論を概観した。ガネルが、一義的に指定され、その実行が身体運動を必要条件とする行為を想定するのに対し、ディヴィッドソンは、多様な記述の対象たる、身体運動としての行為を想定している。

注意すべきは、ディヴィッドソンが行為記述の対象及び記述の引照規準を論ずることを通じ、先述の、行為記述がいかなる構造をもつかという問題にこたえている点であろう。

ガネルは行為を意図にてらして指定するが、ディヴィッドソンに従えば、「指定」を構成するのは身体運動の、意図にてらした記述である。

また、「アクト」概念の不明確さについて前述したが、ディヴィッドソンに従えば、規約、意図、結果にてらした記述を与えられた身体的アクトが他の諸アクトを構成することになる。因果的アクトは行為の実行の結果ではなく、行為の実行がその結果にてらした記述を与えられたものである。たとえば、「明かりをつけた」という意図的アクトによ

り部屋が明るくなったという結果が生じ、これにてらして、「明かりをつけた」というアクトに「部屋を明るくした」という記述が与えられる。そして、「明かりをつけた」というアクトも、身体的アクトがある記述を与えられたものであるから、因果的アクトも結局はある記述を与えられた身体的アクトである。もちろん、身体的アクトは意図的アクトや規約的アクトを媒介せずに、直ちに因果的アクトを構成し得る。

ディヴィッドソンの「記述」にせよ、ガネルの「指定」にせよ、個々の場合に、何らかの表現がそれらを構成することに変わりはない。そうした表現がいかに成立つかという問題をガネルの行為論は指し示し、ディヴィッドソンはそれにこたえる枠組みを提示していると考ええる。

むすび

ガネルは、行為が個人のみならず集合体によっても担われ得ることを指摘するが、⁵²集合体の行為については特に論じていない。ディヴィッドソンも、「我々が自分たちの行為においては身体の単なる運動に制限されていないながらも、良かれ悪しかれ、ダムを建設し、洪水をせき止め、互いに殺し合い、また時には標的を撃つことができる、ということ」に言及しているが、⁵³集合体の行為について特に論じていない。

しかし、両者の行為論の検討を踏まえ、集合体の行動の記述に関し、次の点は重要であると考ええる。

第一に、行動記述の際、記述の対象を明らかにすることが必要である。集合体の行動の記述は、いかなる主体の身体運動を対象として成立しているか明確でない場合がある。たとえば、政策が、その具体化を経て、行動として現実化されるという枠組みにおいて、いかなる主体の身体運動が行動記述の対象となるかについては、検討の余地がある。

第二に、行動記述の引照規準は多様に存在するが、その中からいかなる規準をいかなる理由で選択するかを明らかにすることが必要である。

たとえば、デイヴィッドソンの先の例において、「明かりをつけた」という記述は、多様な引照規準の一つである。「結果」の選択(更に、様々な結果中の特定の結果の選択)を前提として成立つ。デイヴィッドソンは行動記述の構造に焦点を当てており、特定の規準が選択されるべき根拠を論じていない。

ガネルは、行為の唯一の正しい指定は意図にてらして得られるとしている。しかしガネルは、意図が「完全に理解可能で自律的な行為」を規定することを当然とし、意図の規約的な性格を示すことに力をそそいでいる。⁵⁴意図にてらして「指定」を得る根拠については十分に論じられていない。

行動記述に伴う選択及びその根拠について、詳細に検討することが必要であろう。

政策が、その具体化を経て、行動として現実化されるという枠組みは、集合体の行動への一つのアプローチを成す。集合体の行動に関し、右の点を踏まえたアプローチを形成していくことを課題としたい。

註

(1) Barrett, Susan, and Colin Fudge, eds., *Policy and Action: Essays on the Implementation of Public Policy*, London, Methuen, 1981など参照。

バレットらの議論は、近年盛んに展開されている「ボトム・アップ」の政策実施論の一環を成している。「ボトム・アップ」の政策実施論の概観として、Sabatier, Paul, "Top-Down and Bottom-Up Approaches to Implementation Research: a Critical Analysis and Suggested Synthesis," *Journal of Public Policy*, Vol. 6, 1987, pp. 21-48 参照。

(2) 政策研究においては“action”を「行動」と訳すことが多いが、“action”一般の分析に関してはこれを「行為」と訳すのが通常であり、本稿においても適宜「行為」と「行動」を使い分けることにする。

- (8) "Political Inquiry and the Concept of Action : A Phenomenological Analysis," in Natanson, Maurice, ed., *Phenomenology and the Social Sciences*, Volume 2, Evanston, Northwestern University Press, 1973; "Political Science and the Theory of Action : Prolegomena," *Political Theory*, Vol. 7, No.1, February 1979, pp. 75-100; "Political Theory and the Theory of Action," *Western Political Quarterly*, Vol. 34, No. 3, September 1981, pp. 341-358 が行われた。詳しくは「一九八六年までのガネルの著作の一覧表が Nelson, John S., ed., *Tradition, Interpretation, and Science : Political Theory in the American Academy*, Albany, State University of New York Press, 1986 に採られている (pp. xv-xvii)。
- (4) 佐々木毅「ポスト・モダン・ナラリズムその後」『国家学会雑誌』九六巻五・六号、一九八三年、一四四—一七〇頁参照。
- (5) ガネルが「行為分析から離れて政策研究としての論議のためのコンラド」"Social Scientific Knowledge and Policy Decisions : A Critique of the Intellectualist Model," in Gregg, Phillip M., ed., *Problems of Theory in Policy Analysis*, Lexington, D. C. Heath, 1976 を参照。
- (9) Gunnell, "Political Science and the Theory of Action," pp. 75, 82.
- (7) *Ibid.*, p. 82.
- (8) Gunnell, "Annals of Political Theory : Replies and Reflections," in Nelson, ed., *Tradition, Interpretation, and Science*, p. 350.
- (9) Gunnell, "Political Science and the Theory of Action," p. 90.
- (10) Gunnell, "Annals of Political Theory," p. 359.
- (11) Gunnell, "Political Science and the Theory of Action," p. 84.
- (12) Gunnell, "In Search of the Political Object : Beyond Methodology and Transcendentalism," in Nelson, John S., ed., *What Should Political Theory Be Now?*, Albany, State University of New York Press, 1983, p. 52.
- (13) Gunnell, "Political Science and the Theory of Action," p. 84. Gunnell, "In Search of the Political Object," p. 34 を参照。
- (14) Gunnell, "Political Science and the Theory of Action," p. 84.
- (15) Gunnell, "Political Theory and the Theory of Action," p. 346.

- (16) Gunnell, "Political Inquiry and the Concept of Action," p. 253; Gunnell, "Political Theory and the Theory of Action," pp. 350-351; Gunnell, *Between Philosophy and Politics: The Alienation of Political Theory*, Amherst, The University of Massachusetts Press, 1986, pp. 209-210.
- 行為とその実行の区別は、ゴールドマン (A. Goldman) が提示する「行為類型 (act type)」と「行為トークン (act token)」の区別に類似している。ゴールドマンによれば、行為トークンは「個別的 (particular)」な行為—ある人間による—ある時における、ある行為類型の「例示 (exemplifying)」—である (Goldman, "The Individuation of Action," *Journal of Philosophy*, Vol. 68, 1971, pp. 761-774 (pp. 769-771))。
- ゴールドマンは、ある行為トークンに多様な記述が与えられることを認めつつも (*ibid.*, p. 772)。しかし、相異なる記述が相異なる行為類型にはなく、単一の行為類型に対応するという判断がいかんをなされるかについては論じていない。
- (17) Gunnell, "Political Inquiry and the Concept of Action" よりつけた「目的 (purpose)」の語が用いられている (pp. 254-256)。
- (18) Gunnell, "Political Theory and the Theory of Action," pp. 346-347.
- (19) *Ibid.*, p. 347. 「規約」は、社会的な慣習、慣行、慣例、規範、規則などが含まれる。
- (20) *Ibid.*, p. 353.
- (21) *Ibid.*, pp. 355-356. だが、Gunnell, *Between Philosophy and Politics*, p. 210 を参照。
- (22) *Ibid.*, p. 211.
- (23) *Ibid.*, pp. 210, 216-217; "Political Theory and the Theory of Action," p. 348; "In Search of the Political Object," pp. 50-51.
- (24) Gunnell, *Between Philosophy and Politics*, p. 211.
- (25) Gunnell, "Political Theory and the Theory of Action," p. 351.
- (26) Gunnell, "In Search of the Political Object," p. 51.
- (27) Gunnell, "Political Theory and the Theory of Action," p. 351.
- アイラ・ストローバー (I. Strauber) やジョン・ネルソン (J. Nelson) が、行為の指定が一義的たり得るかというガネルの主張の疑問を唱へつつも (Strauber, "Politics and Values in a World Without Criteria," in Nelson, ed., *Tradition*,

Interpretation, and Science, pp. 265-272; Nelson, "Destroying Political Theory in Order to Save It (Or, John Gunnell Turns on the Western Tradition)," in Nelson, ed., *Tradition, Interpretation, and Science*, pp. 296-300)。以下に「ガネル」は、理論の内部で一義的に指定される行為を前提することとは、理論以前の一義的な事実を前提することから区別されるべきである」と反論している (Gunnell, "Annals of Political Theory," p. 359; *Between Philosophy and Politics*, pp. 211-212)。

(28) "Action (行為)" から区別するため、"act" はそのほか「ハント」と訳して置く。

(29) 以下に「ガネル」の "Political Theory and the Theory of Action," pp. 346-348 及びその訳を挙げる。

(30) Gunnell, "Political Inquiry and the Concept of Action" と訳して置く。"physical act" は "somatic (身体的) act"、"conventional act" は "discrete (個別性) act"、"intentional act" は "purposive (目的性) act" と訳して置く (pp. 255-256)。目的性「ハント」と個別性「ハント」の間には「つかかなる行為が為されたか」と「それがつかた為されたかの違い」がある。以下に「ガネル」の (p. 256)。

「ガネル」は「行為と「ハント」の関係について」 Gunnell, "In Search of the Political Object," p. 49 及び *Between Philosophy and Politics*, pp. 208-209 を参照。

(31) Gunnell, "Political Theory and the Theory of Action," p. 349.

(32) Gunnell, "Political Inquiry and the Concept of Action," pp. 255-256.

(33) Gunnell, "Political Inquiry and the Concept of Action," p. 252.

(34) Gunnell, "Political Theory and the Theory of Action," p. 349.

(35) Gunnell, "In Search of the Political Object," p. 46.

「ガネル」は、ある行為を実行するための身体運動は多様であり得、かつ、同じ身体運動が状況に応じて相異なる行為を実行するものであり得るとしている ("Political Inquiry and the Concept of Action," p. 251; "Political Theory and the Theory of Action," p. 349)。しかし、身体運動は行為の分析により事後的に抽出される要素とされるため、ある身体運動がいかなる行為を実行するか、という問題は生ずる余地がないことになる。

「制度」と「原理」に関しては、「ガネル」は「個々の制度により、いかなる政治原理が明示 (manifest) されているかを判断するのは必ずしも容易なことではない」と述べている ("In Search of the Political Object," p. 49)。行為とその実行に「明示」と「判断」という言葉が用いられているが、行為の実行によりいかなる行為が「明示」されているかの「判断」は

不要とされるわけである。

(36) もっともガネルは、行為の指定の際、「規約的なコンテクスト」と合わせて、あるいはそれとは別に、「観察者により適用される何らかの規準」が参照されなければならない」とも述べている（“Political Theory and the Theory of Action,” p. 349）。この箇所が、行為が原初的なものとして認識されるという見解と整合的であるか、疑問がある。

(37) *Ibid.*, p. 350.

(38) Davidson, “Agency,” in Davidson, *Essays on Actions and Events*, Oxford, Clarendon Press, 1980, p. 59. 訳は「デイヴィッドソン『行為と出来事』（服部裕幸、柴田正良訳）勁草書房、一九九〇年」によっている。以下、同書からの引用の訳は全て同訳書による。

(39) *Ibid.*, p. 59.

(40) *Ibid.*, p. 58.

(41) *Ibid.*, p. 58.

(42) *Ibid.*, p. 53.

Atwell, John E., “The Accordion Effect Thesis,” *Philosophical Quarterly*, Vol. 19, 1969, pp. 337-342 は「行為が他人の行為を媒介としてある結果を発生させる場合に、その行為を結果にたらしめて記述することは困難であり、「ブローディオン効果」に限界があることを指摘している。

(43) Davidson, “Agency,” p. 57.

(44) *Ibid.*, p. 60.

(45) *Ibid.*, p. 53.

(46) Davidson, “Actions, Reasons, and Causes,” in Davidson, *Essays on Actions and Events*, p. 4. (同論文が最初に発表されたのは一九六三年である。)

ガネルはこの事例を次のように解釈している—即ち、意図にてらし、「明かりをつけた」が行為であり、その実行の際、「明かりをつけた」という意図的アクト、「スイッチをひねった」という規約的アクト、「指を動かした」という身体的アクト、そして「部屋を明るくした」及び「空き巣狙いに警告を与えた」という因果的アクトが為される（Gunnell, “Political Inquiry and the Concept of Action,” pp. 254-255; “Political Theory and the Theory of Action,” p. 351）。ガネルは「この事例に、一つの行為と四つの記述ではなく、一つの行為とその構成要素及び結果を見出ししている。

- (47) 倫理的に非難されるべき行為が、その結果として再記述されることにより、当の行為の性格が見失われる危険に関わる問題について Margolis, Joseph, "Human Acts and Moral Judgments," *Ethics*, Vol. 80, 1969, pp. 56-61 参照。
- (48) Davidson, "Actions, Reasons, and Causes," p. 10.
- (49) Davidson, "The Logical Form of Action Sentences," in Davidson, *Essays on Actions and Events*, p. 110. (同論文が最初に発表されたのは一九六七年である。)
- (50) Davidson, "The Individuation of Events," in Davidson, *Essays on Actions and Events*, pp. 177-178. (同論文は一九六九年に最初に発表された。)
- (51) デイヴィッドソンは、原初的行為について「いくつかの行為は、その同じ行為者による行為と因果的に関係づけられることによっては分析できない」という意味において、原初的 (primitive) でなければならぬ」と述べている (Davidson, "Agency," p. 49)。しかし、たとえば、「キャスリングを行う」ことは「その同じ行為者による行為と因果的に関係づけられることによっては分析できない」。身体運動がチェスの規則にたづなとして「キャスリング」と記述されるのであり、両者の間に因果関係はないからである。しかし、「キャスリングを行う」ことは「原初的」ではあり得ない。
- 従って、「原初的行為」の概念を因果関係にのみ着目して規定することは困難が伴う (Baier, Annette, "The Search for Basic Actions," *American Philosophical Quarterly*, Vol. 8, No. 2, April 1971, pp. 161-170 参照 (pp. 165-168))。
- この点で蓋田チカユ、Stoutland, Frederick, "Basic Actions and Causality," *Journal of Philosophy*, Vol. 65, No. 16, August 1968, pp. 467-475 が「基礎的行為 (basic action) の定義にあたり、「帰結 (consequence)」に非因果的なものも含めている点は重要である。同論文において、右の例に即して言えば、「キャスリング」が為されたという出来事も行為の (非因果的な) 帰結ととらえられている。もっとも、「帰結」は「行為に条件依存的に関連する出来事」と定義されることと必ずしも一致しない (p. 470)。
- (52) Gunnell, "Political Theory and the Theory of Action," p. 356; "In Search of the Political Object," p. 46; *Between Philosophy and Politics*, pp. 214-215.
- (53) Davidson, "Agency," p. 60.
- (54) Gunnell, "Political Theory and the Theory of Action," p. 347.